

滋賀県税条例および滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例および滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 滋賀県税条例の一部改正

ア 個人県民税

(ア) 肉用牛を家畜市場等にて売却した場合等における対象飼育牛に係る事業所得の課税の特例について、適用期限を令和 9 年度分の個人県民税まで延長する。(第 1 条による改正後の付則第 6 条関係)

(イ) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、設立特定株式を払込みにより取得をした個人(当該株式を発行した株式会社の発起人であること等の要件を満たすものに限る。)を追加する。(第 1 条による改正後の付則第 14 条の 3 関係)

イ 自動車税

(ア) 環境性能割の税率について、令和 6 年 1 月 1 日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直す。(第 1 条による改正後の第 66 条関係)

(イ) 環境性能割の税率について、令和 7 年 4 月 1 日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直す。(第 2 条による改正後の第 66 条関係)

自動車税（自家用乗用車）

〔現行〕(令和 3、4 年度)

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車
	2030 年度燃費基準 85%達成～
1%	75%達成～
2%	60%達成～
3%	上記以外 又は 2020 年度燃費基準未達成

〔改正案〕(令和 5～7 年度) ※令和 5 年 12 月末まで現行区分を据置き

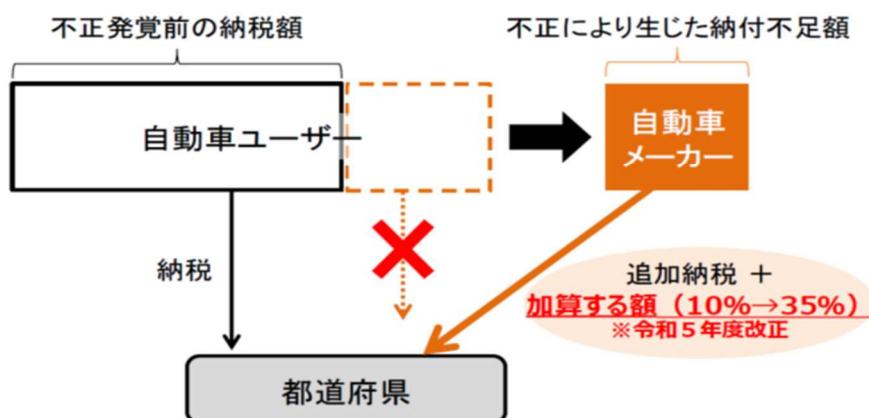
税率	対象車 (令和 6 年 1 月～) (令和 7 年 4 月～)	
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車	
	2030 年度燃費基準 85%達成～	2030 年度燃費基準 95%達成～
1%	80%達成～	85%達成～
2%	70%達成～	75%達成～
3%	上記以外 又は 2020 年度燃費基準未達成	

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

- (ウ) 自動車メーカーの不正行為に起因し**環境性能割**の納付不足額が発生した場合における当該自動車メーカーが納付すべき環境性能割の額を、当該不足額に 35%を乗じて計算した金額を加算した金額とする。(第1条による改正後の付則第10条の2の10関係)
- (エ) 自動車メーカーの不正行為に起因し**種別割**の納付不足額が発生した場合における当該自動車メーカーが納付すべき種別割の額を、当該不足額に 35%を乗じて計算した金額を加算した金額とする。(第1条による改正後の付則第10条の3の3関係)

賦課徴収の特例制度 ※自動車メーカー等の不正により納付不足額が生じた場合



ウ 公示送達

公示送達について、公示事項をホームページに表示する等の措置をとることによって行うこととする。

エ その他必要な規定の整備

(2) 滋賀県産業廃棄物税条例の一部改正

地方税法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布日（ただし、2(1)ア(イ)、2(1)イ(ア)、(ウ)および(エ)ならびに2(2)は令和6年1月1日から、2(1)イ(イ)は令和7年4月1日から、2(1)ウは地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布の日から起算して3年3月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。）

滋賀県税条例および滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、個人の県民税および自動車税等について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県条例第 55 号）の一部改正

ア 個人の県民税

(ア) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和 9 年度分の個人の県民税まで延長することとします。（第 1 条による改正後の付則第 6 条関係）

(イ) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設立特定株式を加えることとします。（第 1 条による改正後の付則第 14 条の 3 関係）

イ 自動車税

(ア) 環境性能割の税率について、令和 6 年 1 月 1 日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととします。（第 1 条による改正後の第 66 条関係）

(イ) 環境性能割の税率について、令和 7 年 4 月 1 日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととします。（第 2 条による改正後の第 66 条関係）

(ウ) 非課税対象車等に係る環境性能割について、国土交通大臣の認定等の申請をした者等の不正行為に起因し環境性能割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき環境性能割の額は、当該不足額に 100 分の 35（現行 100 分の 10）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとします。（第 1 条による改正後の付則第 10 条の 2 の 10 関係）

(エ) 減税対象車に係る種別割について、国土交通大臣の認定等の申請をした者等の不正行為に起因し種別割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき種別割の額は、当該不足額に 100 分の 35（現行 100 分の 10）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとします。（第 1 条による改正後の付則第 10 条の 3 の 3 関係）

ウ その他

公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を県税事務所等の掲示場に掲示し、または公示事項を県税事務所等に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとします。（第 2 条による改正後の第 9 条関係）

(2) 滋賀県産業廃棄物税条例（平成 15 年滋賀県条例第 6 号）の一部改正

地方税法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第

3 条関係)

3 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、2(1)ア(イ)、2(1)イ(ア)、(ウ)および(エ)ならびに2(2)は令和6年1月1日から、2(1)イ(イ)は令和7年4月1日から、2(1)ウは地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から、それぞれ施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条から第36条の6まで 省略</p> <p>(利子割に係る不足金額等の納入)</p> <p>第36条の7 利子割の特別徴収義務者は、法第71条の11第4項の規定による利子割に係る更正または決定の通知、<u>法第71条の14第6項</u>の規定による利子割に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第71条の15第5項の規定による利子割に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納入書によつて納入しなければならない。</p>	<p>第1条から第36条の6まで 省略</p> <p>(利子割に係る不足金額等の納入)</p> <p>第36条の7 利子割の特別徴収義務者は、法第71条の11第4項の規定による利子割に係る更正または決定の通知、<u>法第71条の14第7項</u>の規定による利子割に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第71条の15第5項の規定による利子割に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納入書によつて納入しなければならない。</p>
<p>第36条の8から第36条の13まで 省略</p> <p>(配当割に係る不足金額等の納入)</p> <p>第36条の14 配当割の特別徴収義務者は、法第71条の32第4項の規定による配当割に係る更正または決定の通知、<u>法第71条の35第7項</u>の規定による配当割に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第71条の36第5項の規定による配当割に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告</p>	<p>第36条の8から第36条の13まで 省略</p> <p>(配当割に係る不足金額等の納入)</p> <p>第36条の14 配当割の特別徴収義務者は、法第71条の32第4項の規定による配当割に係る更正または決定の通知、<u>法第71条の35第8項</u>の規定による配当割に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第71条の36第5項の規定による配当割に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告</p>

加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納入書によつて納入しなければならない。

第36条の15から第36条の19まで 省略

(株式等譲渡所得割に係る不足金額等の納入)

第36条の20 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、法第71条の52第4項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正または決定の通知、法第71条の55第7項の規定による株式等譲渡所得割に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第71条の56第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納入書によつて納入しなければならない。

第37条から第38条の6の2まで 省略

(法人の事業税に係る不足税額等の納付)

第38条の6の3 事業税の納税義務がある法人は、法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正または決定の通知、法第72条の46第6項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第72条の47第5項の規定による法人の事業税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合において不足税額が

加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納入書によつて納入しなければならない。

第36条の15から第36条の19まで 省略

(株式等譲渡所得割に係る不足金額等の納入)

第36条の20 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、法第71条の52第4項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正または決定の通知、法第71条の55第8項の規定による株式等譲渡所得割に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第71条の56第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納入書によつて納入しなければならない。

第37条から第38条の6の2まで 省略

(法人の事業税に係る不足税額等の納付)

第38条の6の3 事業税の納税義務がある法人は、法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正または決定の通知、法第72条の46第7項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第72条の47第5項の規定による法人の事業税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合において不足税額が

あるときは、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。

第38条の7から第40条の6まで 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第40条の7 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等に係る製造たばこの品目ごとに課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第40条の5第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第16号様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を施行規則第16号の4様式_____による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第40条の5第3項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類ならびに県内に主たる事務所または事業所を有する申告

あるときは、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。

第38条の7から第40条の6まで 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第40条の7 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等に係る製造たばこの品目ごとに課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第40条の5第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第16号様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を施行規則第16号の4様式または第16号の4の2様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第40条の5第3項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類ならびに県内に主たる事務所または事業所を有する申告

納税者にあつては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入および販売に関する事実を記載した施行規則第16号の2様式による書類を添付しなければならない。

2から5まで 省略

第40条の8から第40条の13まで 省略

(たばこ税に係る不足税額等の納付)

第40条の14 申告納税者は、法第74条の20第4項の規定によるたばこ税に係る更正または決定の通知、法第74条の23第6項の規定によるたばこ税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第74条の24第5項の規定によるたばこ税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納付書によつて納付しなければならない。

第41条から第41条の11まで 省略

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納入または納付)

第41条の12 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、法第87条第4項の規定によるゴルフ場利用税に係る更正または決定の通知、法第90条第6項の

納税者にあつては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入および販売に関する事実を記載した施行規則第16号の2様式による書類を添付しなければならない。

2から5まで 省略

第40条の8から第40条の13まで 省略

(たばこ税に係る不足税額等の納付)

第40条の14 申告納税者は、法第74条の20第4項の規定によるたばこ税に係る更正または決定の通知、法第74条の23第7項の規定によるたばこ税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第74条の24第5項の規定によるたばこ税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納付書によつて納付しなければならない。

第41条から第41条の11まで 省略

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納入または納付)

第41条の12 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、法第87条第4項の規定によるゴルフ場利用税に係る更正または決定の通知、法第90条第7項の

規定によるゴルフ場利用税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第91条第5項の規定によるゴルフ場利用税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合において不足金額があるときは、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納入書によつて納入しなければならない。

第42条から第58条の22まで 省略

(軽油引取税に係る不足税額等の納入または納付)

第58条の23 軽油引取税の特別徴収義務者または納税者は、法第144条の4第4項の規定による軽油引取税に係る更正または決定の通知、法第144条の47第6項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第144条の48第5項の規定による軽油引取税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納入書または納付書によつて納入し、または納付しなければならない。

第59条から第65条まで 省略

(環境性能割の税率)

第66条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項または第3項

規定によるゴルフ場利用税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第91条第5項の規定によるゴルフ場利用税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合において不足金額があるときは、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納入書によつて納入しなければならない。

第42条から第58条の22まで 省略

(軽油引取税に係る不足税額等の納入または納付)

第58条の23 軽油引取税の特別徴収義務者または納税者は、法第144条の4第4項の規定による軽油引取税に係る更正または決定の通知、法第144条の47第7項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第144条の48第5項の規定による軽油引取税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納入書または納付書によつて納入し、または納付しなければならない。

第59条から第65条まで 省略

(環境性能割の税率)

第66条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項または第3項

において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。) の規定の適用を受けるものを除く。) に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

（ア）省略

（イ）エネルギー消費効率が施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。) の規定の適用を受けるものを除く。) に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

（ア）省略

（イ）エネルギー消費効率が施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条および第73条の5第4項において同じ。）が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの

(ア) および(イ) 省略

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条および第73条の5第4項において同じ。）が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの

(ア) および(イ) 省略

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110

を乗じて得た数値
以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料とし

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105

を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率）以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率
以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料とし

て用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第18項に規定するもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

て用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第17項に規定するもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第18項に規定するもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第22項に規定するもの（以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）または同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第23項に規定するもの（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第21項に規定するもの（以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）または同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第22項に規定するもの（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

(新設)

(新設)

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105

_____を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項および前項（第4項または第5

オ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下の_____トラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下の_____トラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率_____以上であること。

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項および前項（第4項または第5

項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるものを除く。) に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(ア) から(ウ)まで 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(新設)

ウ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるものを除く。) に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(ア) から(ウ)まで 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(新設)

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4 第17項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4 第19項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下の_____トラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4 第20項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4 第19項に規定するもの

(ア)から(ウ)まで 省略

イ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4 第20項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4 第23項に規定するもの

(ア)から(ウ)まで 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4 第24項に規定するもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

と。

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率
に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(新設)

ウ 車両総重量が2.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(ア) 省略

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率
に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(ア) 省略

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率
以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第25項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率
以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下の_____トラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第26項に規定するもの

(ア) 省略

- (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率
に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第27項に規定するもの

(ア) 省略

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率
に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 省略

4 第1項(第1号アからエまでに係る部分に限る。)および第2項(第1号アおよびイに係る部分に限る。)の規定は、
令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第32項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第33項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア	第9条の4第1項	第9条の4第23項の規定により読み替えて適用される同条第1項
第1項第1号ア（イ）	省略 この条において「令和1年基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の65</u>	この号および次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の141</u>
省略		
第1項第1号イ	第9条の4第2項	第9条の4第23項の規定

3 省略

4 第1項(第1号ア、イおよびオに係る部分に限る。)および第2項(第1号ア、イおよびエに係る部分に限る。)の規定は、令和4年度基準エネルギー消費効率および令和2年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第32項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第33項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア	第9条の4第1項	第9条の4第28項の規定により読み替えて適用される同条第1項
第1項第1号ア（イ）	省略 この条において「令和1年基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の70</u>	この号および次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の151</u>
省略		
第1項第1号イ	第9条の4第2項	第9条の4第28項の規定

		により読み替えて適用される同条第2項			により読み替えて適用される同条第2項
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の162</u>	第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の173</u>
省略					
第1項第1号ウ	第9条の4第3項	第9条の4第23項の規定 により読み替えて適用される同条第3項	(削除)		
第1項第1号ウ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150 を乗じて得た数値	(削除)		
第1項第1号エ	第9条の4第4項	第9条の4第23項の規定 により読み替えて適用される同条第4項	第1項第1号オ	第9条の4第5項	第9条の4第28項の規定 により読み替えて適用される同条第5項
第1項第1号エ(イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150	第1項第1号オ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の155 を乗じて得た数値)

	<u>100分の120</u>					
第2項第1号ア	<u>第9条の4第14項</u>	第9条の4第23項の規定 により読み替えて適用さ れる <u>同条第14項</u>	第2項第1号ア	<u>第9条の4第16項</u>	第9条の4第28項の規定 により読み替えて適用さ れる <u>同条第16項</u>	
省略			省略			
第2項第1号イ	<u>第9条の4第15項</u>	第9条の4第23項の規定 により読み替えて適用さ れる <u>同条第15項</u>	第2項第1号イ	<u>第9条の4第17項</u>	第9条の4第28項の規定 により読み替えて適用さ れる <u>同条第17項</u>	
第2項第1号イ(イ)	平成27年度基準エネル ギー消費効率に100分の <u>115</u>	平成22年度基準エネルギー ー消費効率に <u>100分の144</u>	第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネル ギー消費効率に100分の <u>70</u>	平成22年度基準エネルギー ^{一消費効率に<u>100分の151</u>}	
(新設)			第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネル ギー消費効率	平成22年度基準エネルギー ^{一消費効率に100分の150}	
(新設)					を乗じて得た数値	
(新設)			第2項第1号エ	<u>第9条の4第19項</u>	第9条の4第28項の規定 により読み替えて適用さ れる <u>同条第19項</u>	
			第2項第1号エ(イ)	令和4年度基準エネル ギー消費効率に100分の <u>95</u>	平成22年度基準エネルギー ^{一消費効率に100分の147}	
5 第1項(第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。)および第2項(第1号ア、 <u>第2号および第3号ア</u> <u>_____</u> に係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー			5 第1項(第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。)および第2項(第1号ア <u>およびイ、第2号ならびに第3号ア</u> <u>およびイ</u> に係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー			

消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア	第9条の4第1項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第1項
第1項第1号ア（イ）	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の65</u>	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに <u>100分の94</u>
第1項第1号イ	第9条の4第2項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第2項
第1項第1号イ（イ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>

一消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア	第9条の4第1項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第1項
第1項第1号ア（イ）	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の70</u>	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに <u>100分の102</u>
第1項第1号イ	第9条の4第2項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第2項
第1項第1号イ（イ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>

第1項第2号ア	第9条の4第7項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第7項	第1項第2号ア	第9条の4第7項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第7項
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u> 65	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u> 94	第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u> 70	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u> 102
第1項第2号イ	第9条の4第8項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第8項	第1項第2号イ	第9条の4第8項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第8項
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u> 75	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u> 109	第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u> 80	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u> 116
第1項第3号ア	第9条の4第9項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第9項	第1項第3号ア	第9条の4第9項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第9項
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u> 65	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u> 94	第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u> 70	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u> 102
第1項第3号イ	第9条の4第10項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第10項	第1項第3号イ	第9条の4第10項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第10項
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u>	第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u>

	<u>75</u>	<u>109</u>			<u>80</u>	<u>116</u>
第2項第1号ア	<u>第9条の4第14項</u>	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される <u>同条第14項</u>	第2項第1号ア	<u>第9条の4第16項</u>	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される <u>同条第16項</u>	
省略			省略			
第2項第2号	<u>第9条の4第18項</u>	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される <u>同条第18項</u>	第2項第1号イ	<u>第9条の4第17項</u>	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される <u>同条第17項</u>	
			第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の	
				<u>70</u>	<u>102</u>	
			第2項第2号ア	<u>第9条の4第21項</u>	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される <u>同条第21項</u>	
			第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の	
				<u>60</u>	<u>87</u>	
			第2項第2号イ	<u>第9条の4第22項</u>	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される <u>同条第22項</u>	
第2項第2号イ	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u>	第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の</u>	
	<u>60</u>	<u>87</u>		<u>70</u>	<u>102</u>	

第2項第3号ア	<u>第9条の4第19項</u>	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される <u>同条第19項</u>	第2項第3号ア	<u>第9条の4第23項</u>	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される <u>同条第23項</u>
省略					
(新設)					
第2項第3号イ	<u>第9条の4第24項</u>	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される <u>同条第24項</u>	第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネル ギー消費効率に100分の 70	令和2年度基準エネル ギー消費効率に100分の 102

第67条から第70条の2まで 省略

(環境性能割に係る不足税額等の納付)

第71条 環境性能割の納税義務者は、法第168条第4項の規定による更正または決定の通知、法第171条第6項の規定による過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。

第72条から第146条まで 省略

第67条から第70条の2まで 省略

(環境性能割に係る不足税額等の納付)

第71条 環境性能割の納税義務者は、法第168条第4項の規定による更正または決定の通知、法第171条第7項の規定による過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。

第72条から第146条まで 省略

付 則

第1条から第4条の2の2まで 省略

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第4条の3 省略

2および3 省略

4 第1項および前項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第4条第2項、第8項、第9項および第13項に規定するところによる。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第4条の4 省略

2および3 省略

4 第1項および前項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第4条の2第2項、第7項、第8項および第12項に規定するところによる。

第4条の5から第5条の6まで 省略

付 則

第1条から第4条の2の2まで 省略

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第4条の3 省略

2および3 省略

4 第1項および前項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第4条第2項_____、第9項、第10項および第14項に規定するところによる。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第4条の4 省略

2および3 省略

4 第1項および前項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第4条の2第2項_____、第8項、第9項および第13項に規定するところによる。

第4条の5から第5条の6まで 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租稅特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租稅特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。

2から4まで 省略

第6条の2から第7条の3まで 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租稅特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租稅特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。

2から4まで 省略

第6条の2から第7条の3まで 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を

新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

- 2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第8条 省略

2から7まで 省略

- 8 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第11項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和7年3月3

新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

- 2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第8条 省略

2から7まで 省略

- 8 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和7年3月3

1日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

- 9 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第12項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で同条第13項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。
- 10 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築を令和7年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築」

1日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

- 9 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で同条第14項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。
- 10 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を令和7年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築」

と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第15項に規定するもの」とする。

11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の15第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第16項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 小規模不動産特定共同事業者および特例事業者（不動産特定共同事業法第22条の2第3項に規定する小規模特例事業者（次号において

と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供るために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するもの」とする。

11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の17第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 小規模不動産特定共同事業者および特例事業者（不動産特定共同事業法第22条の2第3項に規定する小規模特例事業者（次号において

「小規模特例事業者」という。) に限る。) 次に掲げる不動産
ア 昭和57年1月1日前に新築された家屋のうち、施行令附則第7条第17項に規定する用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要なものとして同条第18項に規定するもの

イ 省略

(2) 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）および特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

ア 建替え（建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するものの当該建替えに限る。）その他施行規則附則第3条の2の15第2項に規定する行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令附則第7条第20項に規定するものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地
イ アに掲げる土地を敷地とするアに掲げる建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するもの

ウ 省略

エ 特定家屋するために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要な家屋として施行令附則第7条第21項に規定するもの

オ エに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

12 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定す

「小規模特例事業者」という。) に限る。) 次に掲げる不動産
ア 昭和57年1月1日前に新築された家屋のうち、施行令附則第7条第18項に規定する用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要なものとして同条第19項に規定するもの

イ 省略

(2) 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）および特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

ア 建替え（建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第20項に規定するものの当該建替えに限る。）その他施行規則附則第3条の2の17第2項に規定する行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令附則第7条第21項に規定するものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地
イ アに掲げる土地を敷地とするアに掲げる建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第20項に規定するもの

ウ アに掲げる土地の上に新築される特定家屋

エ 特定家屋するために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要な家屋として施行令附則第7条第22項に規定するもの

オ エに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

12 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定す

る低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第26項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第22項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたとき限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

13 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたとき限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

14および15 省略

16 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2の2第1項に規

る低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第26項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第23項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたとき限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

13 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたとき限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

14および15 省略

16 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2の2第1項に規

定する医療機関の再編の事業により施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの用に供する土地の取得を令和7年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家

定する医療機関の再編の事業により施行令附則第7条第25項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第8条第1項に規定するもの用に供する土地の取得を令和7年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家

住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

- 2 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅（共同住宅等にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項および第5項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するもの（以下この項、次項および第5項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までの間に行わ

住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第8条第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供るために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

- 2 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅（共同住宅等にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条第1項に規定するもの（以下この項および第5項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の2項に規定するもの（以下この項、次項および第5項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までの間に行わ

れたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

3 および4 省略

5 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

れたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

3 および4 省略

5 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の2に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

6および7 省略

第9条の2および第9条の3 省略

(不動産取得税の徵収猶予)

第9条の4 省略

2および3 省略

4 第1項の規定によつてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第18項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、同項に規定する一時的道用地等の用に供されている同条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る同条第18項に規定する地上権等の設定に関する事項その他施行規則附則第4条第3項において準用する租税特別措置法施行規則第23条の7第25項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

5から8まで 省略

第10条から第10条の2の9まで 省略

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第10条の2の10 省略

6および7 省略

第9条の2および第9条の3 省略

(不動産取得税の徵収猶予)

第9条の4 省略

2および3省略

4 第1項の規定によつてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第18項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、同項に規定する一時的道用地等の用に供されている同条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る同条第18項に規定する地上権等の設定に関する事項その他施行規則附則第4条第3項において準用する租税特別措置法施行規則第23条の7第28項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

5から8まで 省略

第10条から第10条の2の9まで 省略

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第10条の2の10 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の2の11 省略

2 自家用の乗用車に対する第66条第2項（同条第4項または第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）および第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 省略

2 および3 省略

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項および第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（総務省令で定める）被けん引自動車を除く。
次項および第6項において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の2の11 省略

(削除)

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 省略

2 および3 省略

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項および第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の11第11項に規定する）被けん引自動車を除く。
次項および第6項において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規

定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定める

もの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）および同条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定める

もの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から350万円を控除して得た額」とする。

5 車両総重量が8トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第4条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第17項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日ま

定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）および同条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から350万円を控除して得た額」とする。

5 車両総重量が8トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第4条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第12項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日ま

で行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

6 乗用車（総務省令で定める ものに限る。）、
バス（総務省令で定める ものに限る。）または
は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第
41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきもの
として定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合す
るものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で
定める ものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が
令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」
とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第10条の3 省略

2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の
適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31
日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受
けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の
左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

で行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「とい
う。）から175万円を控除して得た額」とする。

6 乗用車（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）、
バス（施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。）または
は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第
41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきもの
として定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合す
るものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附
則第4条の11第13項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受
けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が
令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」
とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第10条の3 省略

2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の
適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31
日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受
けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の
左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第66条第1項第1号ア(ア)aに規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定める
ものに適合するものまたは同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超える12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定める
もの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの
- (3) 省略
- (4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第1号ア(ア)aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(ア)bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項および次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」と

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第66条第1項第1号ア(ア)aに規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するものまたは同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超える12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの
- (3) 省略
- (4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第1号ア(ア)aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(ア)bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項および次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」と

いう。) に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号ア(ウ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この項および次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第2号ア(ア)aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア)bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上とのもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの

(6) 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、第66条第1項第3号ア(ア)に規定する平成30年軽油軽中量車基準(次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)または同条第1項第3号ア(ア)に規定する平成21年軽油軽中量車基準(次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上とのもので施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの

いう。) に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号ア(ウ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この項および次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第2号ア(ア)aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア)bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上とのもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、第66条第1項第3号ア(ア)に規定する平成30年軽油軽中量車基準(次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)または同条第1項第3号ア(ア)に規定する平成21年軽油軽中量車基準(次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上とのもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの

省略

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の5第1項第1号アおよび第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第12項に規定するもの

省略

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の5第1項第1号アおよび第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年轻油軽中量車基準または平成21年轻油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

省略

第10条の3の2 省略

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第10条の3の3 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第10条の4から第14条の2の6まで 省略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等および譲渡所得等の課税の特例)

第14条の3 _____ 租税特別措置法第37条の13第

(3) 軽油自動車のうち、平成30年轻油軽中量車基準または平成21年轻油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

省略

第10条の3の2 省略

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第10条の3の3 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第10条の4から第14条の2の6まで 省略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等および譲渡所得等の課税の特例)

第14条の3 県民税の所得割の納税義務者 (租税特別措置法第37条の13

1項に規定する特定中小会社（以下この項において「特定中小会社」という。）の同条第1項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした県民税の所得割の納税義務者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の施行令附則第18条の6第1項に規定する者であつたものを除く。）

第3項、第5項および第6項において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間（第6項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡したことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の6第2項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、施行令附則第18条の6第3項に規定するところによ

第1項に規定する特定中小会社（以下この項において「特定中小会社」という。）の同条第1項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をしたもの（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の施行令附則第18条の6第1項に規定する者であつたものを除く。）または租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の施行令附則第18条の6第2項に規定する要件を満たすものに限る。）に限る。第3項、第5項および第6項において同じ。）について、同法第37条の13の3第1項に規定する適用期間（第6項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡したことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の6第3項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、施行令附則第18条の6第4項に規定するところによ

り、前項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 および 4 省略

5 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（第3項またはこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（法附則第35条の3第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、付則第14条の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6第4項に規定するところにより、当該納税義務者が付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係

り、前項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 および 4 省略

5 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（第3項またはこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（法附則第35条の3第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、付則第14条の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6第5項に規定するところにより、当該納税義務者が付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係

る譲渡所得等の金額および付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

6 第3項および前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の2第8項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6第5項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6第6項に規定するところにより計算した金額をいう。

7 省略

第14条の3の2以下 省略

る譲渡所得等の金額および付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

6 第3項および前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の3第8項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6第6項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6第7項に規定するところにより計算した金額をいう。

7 省略

第14条の3の2以下 省略

滋賀県税条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条から第8条の2まで 省略 (公示送達) 第9条 法第20条の2の規定による公示送達は、 _____ _____ _____課税地を所管する県税事務所等の掲示場に掲示して行う _____ _____.	第1条から第8条の2まで 省略 (公示送達) 第9条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>同条第2項に規定する公示事項を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該公示事項が記載された書面を課税地を所管する県税事務所等の掲示場に掲示し、または当該公示事項を当該県税事務所等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとること</u> によつてする。
第10条から第65条まで 省略 (環境性能割の税率) 第66条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項または第3項において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内	第10条から第65条まで 省略 (環境性能割の税率) 第66条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項から第4項までにおいて準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内

燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

（ア）省略

（イ）エネルギー消費効率が施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

（ウ）省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

（ア）省略

（イ）エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効

燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

（ア）省略

（イ）エネルギー消費効率が施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

（ウ）省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

（ア）省略

（イ）エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率

率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウからカまで 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。）

に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウからカまで 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウからカまで 省略

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上である

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウからカまで 省略

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(ア) 省略。

(イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率以上である

ること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項および前項（第4項または第5項）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

ウからオまで 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(ア) 省略

ること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項および前項（第4項から第6項まで）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

ウからオまで 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第23項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第24項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第23項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第24項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

ウおよびエ 省略

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第27項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項および前2項（次項または第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア、イおよびエに係る部分に限る。）の規定は、令和4年度基準エネルギー消費効率および令和2年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第32項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第33項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

(ウ) 省略

ウおよびエ 省略

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第27項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項および前2項（次項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア、イおよびエに係る部分に限る。）の規定は、令和4年度基準エネルギー消費効率および令和2年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第32項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第33項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

第1項第1号ア(イ)	省略	
	この条において「令和1 2年度基準エネルギー消 費効率」という。)に <u>1 00分の70</u>	この号および次項第1号 において「平成22年度基 準エネルギー消費効率」 という。)に <u>100分の151</u>
省略		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の 80</u>	平成22年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の173</u>
省略		
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の 60</u>	平成22年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の130</u>
省略		
第2項第1号イ(イ)	令和4年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の 70</u>	平成22年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の151</u>
省略		
5 第1項(第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。)および第2項(第1号アおよび第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方		

第1項第1号ア(イ)	省略	
	この条において「令和1 2年度基準エネルギー消 費効率」という。)に <u>1 00分の80</u>	この号および次項第1号 において「平成22年度基 準エネルギー消費効率」 という。)に <u>100分の173</u>
省略		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の 85</u>	平成22年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の184</u>
省略		
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の 70</u>	平成22年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の151</u>
省略		
第2項第1号イ(イ)	令和4年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の 75</u>	平成22年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の162</u>
省略		
5 第1項(第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。)および第2項(第1号アおよび第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方		

法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の70</u>	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに <u>100分の102</u>
省略		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
省略		
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
省略		

法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の80</u>	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに <u>100分の116</u>
省略		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の85</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の123</u>
省略		
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
省略		

	ギー消費効率に <u>100分の</u> <u>70</u>	ギー消費効率に <u>100分の</u> <u>102</u>
省略		
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の</u> <u>60</u>	令和2年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の</u> <u>87</u>
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の</u> <u>70</u>	令和2年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の</u> <u>102</u>

(新設)

第67条から第146条まで 省略

	ギー消費効率に <u>100分の</u> <u>75</u>	ギー消費効率に <u>100分の</u> <u>109</u>
省略		
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の</u> <u>70</u>	令和2年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の</u> <u>102</u>
第2項第3号オ(イ)	令和12年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の</u> <u>75</u>	令和2年度基準エネル ギー消費効率に <u>100分の</u> <u>109</u>

6 第1項（第3号キに係る部分に限る。）および第2項（第3号オに係る部分に限る。）の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項第3号オ(イ)において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

第67条から第146条まで 省略

付 則

第1条から第10条の2の9まで 省略

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第10条の2の10 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に
関し、自動車が第66条第1項または第2項（これらの規定を同条第4項
または第5項において準用する場合を含む。以下この項において同
じ。）に規定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量または
エネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物
排出量等基準」という。）につき第66条第1項または第2項の規定の
適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に
該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に
に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定または評価であつ
て、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基
準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當である
ものとして施行規則附則第4条の10に規定するものをいう。次項にお
いて同じ。）に基づき当該判断をする。

2および3 省略

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の2の11 営業用の自動車に対する第66条第1項および第2項（こ

付 則

第1条から第10条の2の9まで 省略

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第10条の2の10 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に
関し、自動車が第66条第1項または第2項（これらの規定を同条第4項
から第6項までにおいて準用する場合を含む。以下この項において同
じ。）に規定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量または
エネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物
排出量等基準」という。）につき第66条第1項または第2項の規定の
適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に
該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に
に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定または評価であつ
て、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基
準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當である
ものとして施行規則附則第4条の10に規定するものをいう。次項にお
いて同じ。）に基づき当該判断をする。

2および3 省略

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の2の11 営業用の自動車に対する第66条第1項および第2項（こ

れらの規定を同条第4項または第5項において読み替えて準用する場合を含む。)ならびに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項 (第4項または第5項において読み替えて準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5
第2項 (第4項または第5項において読み替えて準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1
省略		

第10条の2の12以下 省略

れらの規定を同条第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)ならびに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項 (第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5
第2項 (第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1
省略		

第10条の2の12以下 省略

滋賀県産業廃棄物税条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条から第14条まで 省略 (不足税額等の納付) 第15条 産業廃棄物税の納稅義務者は、産業廃棄物税に係る法第733条の1 6第4項の規定による更正もしくは決定の通知、法 <u>第733条の18第5項</u> の 規定による過少申告加算金額もしくは不申告加算金額の決定の通知ま たは法 <u>第733条の19第4項</u> の規定による重加算金額の決定の通知を受け た場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算 金額もしくは重加算金額を、納付書によって納付しなければならない。	第1条から第14条まで 省略 (不足税額等の納付) 第15条 産業廃棄物税の納稅義務者は、産業廃棄物税に係る法第733条の1 6第4項の規定による更正もしくは決定の通知、法 <u>第733条の18第8項</u> の 規定による過少申告加算金額もしくは不申告加算金額の決定の通知ま たは法 <u>第733条の19第5項</u> の規定による重加算金額の決定の通知を受け た場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算 金額もしくは重加算金額を、納付書によって納付しなければならない。
第16条以下 省略	第16条以下 省略